

特別養護老人ホームやすらぎ園 料金表 (平成29年4月1日～)

★保険適用利用料

※法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

ユニット型個室

①施設利用料

要介護区分	①利用料	②日常生活継続支援加算	③看護体制加算(Ⅰ)	④看護体制加算(Ⅱ)	⑤夜勤職員配置加算(Ⅱ)	⑥個別機能訓練加算	⑦栄養マネジメント加算	1日あたり利用料(①～⑦合計)	
								1割	2割
要介護1	625	46	4	8	18	12	14	727	1,454
要介護2	691	46	4	8	18	12	14	793	1,586
要介護3	762	46	4	8	18	12	14	864	1,728
要介護4	828	46	4	8	18	12	14	930	1,860
要介護5	894	46	4	8	18	12	14	996	1,992

②加算

- ・ 外泊時費用 1日につき1割 ¥246、2割 ¥492
病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6日が限度)。
- ・ 初期加算 1日につき1割 ¥30、2割 ¥60
入所日から30日以内の期間。30日を超える入院後の再入所も同様。
- ・ 経口移行加算 1日につき1割 ¥28、2割 ¥56
医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合。
- ・ 経口維持加算
(1)経口維持加算(Ⅰ) 1月につき1割 ¥400、2割 ¥800
現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合。
(2)経口維持加算(Ⅱ) 1月につき1割 ¥100、2割 ¥200
経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(人員、設備及び運営に関する基準に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。
- ・ 口腔衛生管理体制加算 1月につき1割 ¥30、2割 ¥60
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。
- ・ 口腔衛生管理加算 1月につき1割 ¥110、2割 ¥220
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合。
- ・ 療養食加算 1日につき1割 ¥18、2割 ¥36
医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合。
- ・ 看取り介護加算
医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又は家族の同意を得て作成された看取り介護に係る計画に基づいた介護を行うことへの同意を得た場合。
(1)死亡日以前4日以上30日以下 1日につき1割 ¥144、2割 ¥288
(2)死亡日の前日および前々日 1日につき1割 ¥680、2割 ¥1,360
(3)死亡日 1日につき1割 ¥1,280、2割 ¥2,560
- ・ 介護職員処遇改善加算
(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割 +所定単位×83/1000、2割 +所定単位×83/1000×2
上記の加算については、職員配置の状況等により変動することがありますのでご了承ください。

★保険外利用料

	段階	居住費	食費
第1段階	・市町村民税世帯非課税者の老齢福祉年金受給者 ・生活保護者 ・境界層該当者	¥820	¥300
第2段階	・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者 ・境界層該当者	¥820	¥390
第3段階	・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の者 ・境界層該当者 ・市町村民税課層における特例減額措置の適用がある者	¥1,310	¥650
第4段階(基準額)		¥1,970	¥1,380

- 注 1. 食費と居住費は各段階に応じて上記の料金(日額費用)を負担していただきます。上記の所得段階は負担限度額の認定を受けての利用料となります。毎年所得を見直すための更新申請を行うため、段階が変更になる場合もありますのでご了承ください。
2. 旧措置者の方で実質的負担減免者(1割負担分が減額されている方)については、上記の表によらず、介護保険特定負担額認定証に記載された額が負担額です。
3. 入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費を徴収させていただきます。ただし、外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は所得段階に関わらず基準額の負担となります。
4. 入院・外泊時は、洗濯委託業者支払い分1日100円(税抜)を徴収させていただきます。

★その他の利用料

・ 日常管理費 (日常生活費用立替支払等代行業務) 1日あたり	¥100
---------------------------------	------

やすらぎ園ショートステイ 料金表(平成29年4月1日より)

★保険適用利用料

※法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

①利用料(1日あたり)

要介護度等区分	①利用料	②機能訓練体制加算	③看護体制加算(Ⅰ)	④看護体制加算(Ⅱ)	⑤夜勤職員配置加算(Ⅱ)	⑥サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	①～⑥合計	
							1割	2割
介護予防	要支援1	¥508	¥12			¥18	¥538	¥1,076
	要支援2	¥631	¥12			¥18	¥661	¥1,322
介護給付	要介護1	¥677	¥12	¥4	¥8	¥18	¥737	¥1,474
	要介護2	¥743	¥12	¥4	¥8	¥18	¥803	¥1,606
	要介護3	¥814	¥12	¥4	¥8	¥18	¥874	¥1,748
	要介護4	¥880	¥12	¥4	¥8	¥18	¥940	¥1,880
	要介護5	¥946	¥12	¥4	¥8	¥18	¥1,006	¥2,012

②加算

- 医療連携強化加算 1日につき1割¥58、2割¥116
急変の予測や早期発見等のため、看護職が定期的に巡視を行い、あらかじめ緊急やむを得ない場合の対応を取り決め利用者から合意を得ており、喀痰吸引をしている状態など厚生労働大臣が定める状態にある場合。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき1割¥200、2割¥400
認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると医師が判断した場合(7日間を限度)。
- 若年性認知症利用者受入加算 1日につき1割¥120、2割¥240
若年性認知症利用者に対して、個別の担当者を定めサービスを提供した場合。
(認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。)
- 送迎加算 片道につき1割¥184、2割¥368
- 緊急短期入所受入加算※ 1日につき¥90 (利用開始より7日間を限度)
介護支援専門員が緊急の利用を認め、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合。(やむを得ない事情がある場合は14日間を限度)
- 長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 1日につき△1割¥30、2割¥60
連続して30日を超えて利用した場合。
- 在宅中重度者受入加算※
利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせした場合
(3)看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 1日につき1割¥413、2割¥826
- 介護職員処遇改善加算(支給限度額管理対象外)
(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割 + 所定単位×83/1000、2割 + 所定単位×83/1000×2

注 1. ※印の加算については介護給付のみの対象となります。
2. 上記の加算については、職員配置の状況等により変動することがありますのでご了承ください。

※ 上記金額は保険適用の金額です。保険外のご利用の場合は10割のご負担となります。

★保険外利用料

① 滞在費、食費

段階	滞在費	食費
第1段階 ・市町村民税世帯非課税者の高齢福祉年金受給者 ・生活保護者 ・境界層該当者	¥820	¥300
第2段階 ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者 ・境界層該当者	¥820	¥390
第3段階 ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の者 ・境界層該当者 ・市町村民税課層における特例減額措置の適用がある者	¥1,310	¥650
第4段階(基準額)	¥1,970	¥1,380

注 1. 外出等で食事を利用されない場合、毎食の2時間前に申し出があれば料金はかかりません。
2. 食費と滞在費は各段階に応じて上記の料金(日額費用)を負担していただきます。上記の所得段階は負担限度額の認定を受けての利用料となります。毎年所得を見直すための更新申請を行うため、段階が変更になる場合もありますのでご了承ください。

- ② テレビ使用料 1日につき¥100
滞在中、テレビの使用を希望される場合。

やすらぎ園 デイサービス 料 金 表 (平成29年4月1日より)

★保険適用利用料(通常規模型通所介護費)

※法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

介護利用料(一日あたりの利用料) (所要時間5時間以上7時間未満の場合)

要介護区分	①利用料	②入浴介助加算	③個別機能訓練加算(Ⅰ)	③個別機能訓練加算(Ⅱ)	④サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1日あたり利用料(①～④合計)	
						1割	2割
要介護1	572	50	46	56	18	¥742	¥1,484
要介護2	676	50	46	56	18	¥846	¥1,692
要介護3	780	50	46	56	18	¥950	¥1,900
要介護4	884	50	46	56	18	¥1,054	¥2,108
要介護5	988	50	46	56	18	¥1,158	¥2,316

介護利用料(一日あたりの利用料) (所要時間7時間以上9時間未満の場合)

要介護区分	①利用料	②入浴介助加算	③個別機能訓練加算(Ⅰ)	③個別機能訓練加算(Ⅱ)	④サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1日あたり利用料(①～④合計)	
						1割	2割
要介護1	656	50	46	56	18	¥826	¥1,652
要介護2	775	50	46	56	18	¥945	¥1,890
要介護3	898	50	46	56	18	¥1,068	¥2,136
要介護4	1,021	50	46	56	18	¥1,191	¥2,382
要介護5	1,144	50	46	56	18	¥1,314	¥2,628

※事業所が送迎を行わない場合 片道につき 1割△ ¥47 2割△ ¥94

介護予防利用料(一月あたりの利用料)

要介護区分	①利用料	②運動器機能向上加算	③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1月あたり利用料(①～③合計)	
				(1割)	(2割)
要支援1	1,647	225	72	¥1,944	¥3,888
要支援2	3,377	225	144	¥3,746	¥7,492

別途加算

・若年性認知症利用者受入加算 (介護)1日につき1割¥60 2割¥120 (介護予防)1月につき1割¥240 2割¥480
 ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割+所定単位×59/1000 2割+所定単位×59/1000×2
 (支給限度額管理対象外)

★保険外利用料

・昼食費(介護・介護予防)	¥500
---------------	------

やすらぎ園 在宅介護支援センター

料金はかかりません。

グループホームやすらぎ園 料金表 (平成29年6月1日より)

★保険適用利用料

※法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

①施設利用料

要介護区分	①利用料	②医療連携	③サービス提供	1日あたり利用料 (①～③合計)	
				1割	2割
要支援 2	743	0	18	761	1,522
要介護 1	747	39	18	804	1,608
要介護 2	782	39	18	839	1,678
要介護 3	806	39	18	863	1,726
要介護 4	822	39	18	879	1,758
要介護 5	838	39	18	895	1,790

②加算

◎ 初期加算

1日につき1割 ¥30、2割 ¥60

入居した日から起算して30日以内の期間について加算。

◎ 認知症専門ケア加算 (I・IIのいずれか)

(1) 認知症専門ケア加算 (I) 1日につき1割 ¥3、2割 ¥6

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が2分の1以上であって、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を厚生労働省の定める基準以上配置し、留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合。

(2) 認知症専門ケア加算 (II) 1日につき1割 ¥4、2割 ¥8

認知症専門ケア加算 (I) の要件を満たし、加えて認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、介護・看護職員毎の研修計画を作成の上、研修を実施または予定した場合。

◎ 看取り介護加算 ※

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又は家族の同意を得て作成された看取り介護に係る計画に基づいた介護及び随時介護記録等を活用した介護を行うことについて同意を得た場合。

(1) 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき1割 ¥144、2割 ¥288

(2) 死亡日の前日および前々日 1日につき1割 ¥680、2割 ¥1,360

(3) 死亡日 1日につき1割 ¥1,280、2割 ¥2,560

◎ 退居時相談援助加算

1回につき1割 ¥400、2割 ¥800 (退去時)

利用期間が1ヶ月を超える利用者の退去時に、退居後の福祉サービス等について相談援助を行い、かつ、利用者の同意を得て市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して必要な情報を提供した場合。

◎ 若年性認知症利用者受入加算

1日につき1割 ¥120、2割 ¥240

若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定めて介護を行った場合。

◎ 夜間支援体制加算(II)

1日につき1割 ¥25、2割 ¥50

指定地域密着型サービス基準に規定する夜間及び深夜勤務に必要な数に1を加えた数以上の介護従事者又は宿直勤務を行う者を配置した場合。

◎ 介護職員処遇改善加算 (I・II・III・IVのいずれか)

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1月につき 1割 +所定単位×111/1000、2割 +所定単位×111/1000×2

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 1月につき 1割 +所定単位×81/1000、2割 +所定単位×81/1000×2

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 1月につき 1割 +所定単位×45/1000、2割 +所定単位×45/1000×2

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) 1月につき 1割 +所定単位×45/1000×90/100、2割 +所定単位×45/1000×90/100×2

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) 1月につき 1割 +所定単位×45/1000×80/100、2割 +所定単位×45/1000×80/100×2

注 1. 上記の加算については、職員配置の状況等により変動することがありますのでご了承ください。

2. ※印の加算については介護給付(要介護 1～5 の方)のみの対象となります。

★ 保険外利用料

- ・ 家賃 ¥40,000 / 月
- ・ 管理費 ¥25,000 / 月
- ・ 食材料費 ¥30,000 / 月

◎定期健康診断料・病院治療代、理美容代、紙おむつ代(必要に応じ、ご家族で購入され、補充してください。)は実費負担となります。